

職員配置について

1 設備運営基準及び公定価格の職員配置について

【幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園】・・・「別紙1」参照
【保育所】・・・「別紙2」参照

2 認定こども園の学級担任について

(1) 幼保連携型認定こども園

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとされています。また、満3歳以上満4歳未満のこどもについては25人以下とし、満4歳以上のこどもについては原則30人以下にすることとされています（※令和14年3月31日までは従前の35人以下で可能とする経過措置あり）。当該学級は学年齢で編成することが原則となっています。

幼保連携型設備運営基準上の学級を編成した場合における職員配置については、次のとおりとなります。

- ア 学級ごとに、担任する専任・常勤の指導保育教諭又は保育教諭を1人以上配置しなくてはならない。
- イ 1号認定こども及び2号認定こどもに係る年齢ごとの配置基準で算出した職員配置数が学級数を下回る時は、当該学級数に相当する職員数を配置しなければならない。

(2) 幼稚園型認定こども園

1号認定こどもと2号の保育短時間認定のこどもに共通する4時間程度については、満3歳児以上のこどもについて学級を編成し、各学級に少なくとも1人の職員（幼稚園教員免許状を有する者）に担当させなければならないとされています。また、1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満のこどもについては25人以下とし、満4歳以上のこどもについては原則30人以下にすることとされています（※令和14年3月31日までは従前の35人以下で可能とする経過措置あり）。当該学級は学年齢で編成することが原則となっています。

3 全ての施設種別における職員配置の計算方法について

(1) こどもの人数・年齢に応じた配置基準についての算式

$$\begin{aligned} & (4\cdot 5 \text{ 歳児数}) \times 1/25 \text{ (小数第 2 以下切捨て)} \\ + & (\text{ 3 歳児数}) \times 1/15 \text{ (小数第 2 以下切捨て)} \\ + & (1\cdot 2 \text{ 歳児数}) \times 1/6 \text{ (小数第 2 以下切捨て)} \\ + & (\text{ 乳児数 }) \times 1/3 \text{ (小数第 2 以下切捨て)} \\ = & \boxed{\text{必要職員配置数}} \text{ (小数点第 1 位を四捨五入)} \end{aligned}$$

(例) 0歳：8人 1歳：18人 2歳：20人
3歳：24人 4歳：25人 5歳：25人 の場合

$$\begin{aligned} & (25 \text{ 人}) \times 1/25 \text{ (小数第 2 以下切捨て)} = 1 \\ + & (25 \text{ 人}) \times 1/25 \text{ (小数第 2 以下切捨て)} = 1 \\ + & (24 \text{ 人}) \times 1/15 \text{ (小数第 2 以下切捨て)} = 1.6 \\ + & (20 \text{ 人}) \times 1/6 \text{ (小数第 2 以下切捨て)} = 3.3 \\ + & (18 \text{ 人}) \times 1/6 \text{ (小数第 2 以下切捨て)} = 3 \\ + & (8 \text{ 人}) \times 1/3 \text{ (小数第 2 以下切捨て)} = 2.6 \\ = & \boxed{13} \text{ (小数点第 1 位を四捨五入)} \end{aligned}$$

※当面の間は、経過措置として従来通り、4・5歳児 30：1 3歳児 20：1 での運営も可

(2) 常勤以外の職員の充当方法

各施設の就業規則で定めた勤務時間を下回る者（常勤以外の職員）については、常勤職員数に換算し、計算します。

$$\begin{aligned} & 1 \text{ か月の勤務時間数の合計} \\ & \quad \div \\ & \text{就業規則等で定めた常勤職員の 1 か月の勤務時間数の合計} \\ & \quad = \\ & \underline{\underline{\text{常勤換算値 (小数点第 1 位を四捨五入)}}} \end{aligned}$$

※1 常勤の職員の1月当たりの勤務日数は、週5日の勤務の場合は、21日として計算します。

※2 配置基準で、非常勤職員1人となっている場合は、勤務時間を問いませんが、取組に必要な時間を考慮し配置することとします。

なお、常勤以外の職員を教育・保育に従事させる場合は、次の事項に留意する必要があります。

ア 学級担任は、原則常勤かつ専任であること。

イ 常勤の者が各組・各グループに1人以上（乳児を含む各組・各グループである場合で、配置基準上の必要職員数が2人以上であるときは、2人以上）配置されていること。

ウ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて非常勤の教育・保育に従事する者を充てる場合の当該非常勤の者の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数以上であること。

	職 種	幼稚園	幼保連携型認定こども園		幼稚園型認定こども園		
		(1号)	1号	2・3号	1号	2・3号	
法律・条令等	園 長	1人	1人 ※1		1人		
	教育及び保育 に従事する者 ※2 (配置基準)	乳児	/	/	保育教諭 3:1 ※3, ※4	/	保育士 3:1 ※4
		1・2歳児	/	/	保育教諭 6:1 ※4	/	保育士 6:1 ※4
		3歳児及び満3歳児	教員(教諭) 15:1	保育教諭 15:1		保育教諭 ※5 15:1	
		4・5歳児	教員(教諭) 25:1	保育教諭 25:1		保育教諭 ※5 25:1	
		主幹保育教諭等 主幹教諭等	教員(教諭) 常勤1人 ※16	保育教諭 常勤1人 ※15 (分園も同様)	保育教諭 常勤1人 ※15 (分園も同様)	保育教諭 常勤1人 ※15 (分園も同様)	保育教諭 常勤1人 ※15 (分園も同様)
	その他	嘱託医・学校医(医師・歯科医師)	要	要 ※6		要	
		学校薬剤師	要	要 ※6		要	
		調理員	/	/	要 ※7	/	要 ※7
	* 必置部分 *	教育及び保育 に従事する者	2・3号の利用定員90人 以下の施設	/	/	保育教諭 常勤1人	保育教諭 常勤1人
			保育標準時間認定を受ける 施設	/	/	保育教諭 常勤1人	保育教諭 常勤1人
			主幹教諭等を専任化させる ための代替要員	/	保育教諭 常勤1人 ※8 (分園も同様)	保育教諭 常勤1人 ※8 (分園も同様)	保育教諭 常勤1人 ※8 (分園も同様)
		学級編成に必要な教員(利用 定員が36人以上300人 以下のみ)	1人	/		/	
	その他	事務職員	常勤1人・非常勤 1人 ※9	常勤1人・非常勤1人 ※9		常勤1人・非常勤1人 ※9	
公定価格加算分	副園長又は教頭	【副園長・教頭配置加算】 1人	1人	/	1人	/	
	教育及び保育 に従事する者	主幹教諭等を専任化させる ための代替要員 【主幹教諭等専任加算】	教員(非常勤講師 等)1人 ※10	/		/	
		1歳児の配置を改善するた めの職員【1歳児配置改善 加算】※19	/	/	保育教諭 5:1	/	保育教諭 5:1
		3歳児及び満3歳児の配置 改善のための職員【3歳児 配置改善加算】	教員(教諭) 15:1	保育教諭 15:1	保育教諭 15:1	保育教諭 15:1	保育教諭 15:1
		満3歳児の配置を改善する ための職員【満3歳児対応 加配加算】	教員(教諭) 6:1	保育教諭 6:1	/	保育教諭 6:1	/
		4・5歳児の配置改善のため の職員【4・5歳児配置 改善加算】※17	教員(教諭) 25:1	保育教諭 25:1	保育教諭 25:1	保育教諭 25:1	保育教諭 25:1
		学級編成に必要な保育教諭等 (1号・2号の利用定員が36 人以上300人以下のみ)【学級 編成調整加配加算】	/	1人(全ての学級に 専任の常勤の保育教 諭を配置)	/	1人(全ての学級に 専任の常勤の保育教 諭を配置)	/
		非常勤講師1人(1号利用 定員35人以下及び121人 以上のみ)【講師配置加算】	教員(非常勤講師 等)1人	保育教諭 非常勤1人	/	保育教諭 非常勤1人	/
	チーム保育の実施に必要な 加配【チーム保育加配加 算】※11	利用定員の区分ご との上限人数の範 囲内において加配 した教員数	1号・2号利用定員の区分ごとの上限人数の 範囲内において加配した教員数		1号・2号利用定員の区分ごとの上限人数の 範囲内において加配した教員数		
	事務職員(全体の利用定員 が91人以上のみ)【事務職 員配置加算】	非常勤 1人	非常勤 1人	/	非常勤 1人	/	
	非常勤講師(1号・2号の 利用定員が271人以上の み)【指導充実加配加算】	教員 (非常勤講師) 1人	保育教諭(非常勤講 師)1人	/	保育教諭(非常勤講 師)1人	/	
	その他	栄養士【栄養管理加算】※12	活用の場合	/	活用の場合	/	活用の場合
		療育支援補助者 ※13 【療育支援加算】	非常勤1人	非常勤1人		非常勤1人	
		通園バス運転手 ※14 【通園送迎加算】	通園送迎を行う施 設に加算	通園送迎を行う施設 に加算	/	通園送迎を行う施設 に加算	/
	調理員 【給食実施加算】	週当たりの給食実 施日数に応じ加算	週当たりの給食実施 日数に応じ加算	/	週当たりの給食実施 日数に応じ加算	/	
	非常勤事務職員(利用定員 が271人以上のみ)【事務負 担対応加配加算】	非常勤 1人	非常勤 1人	/	非常勤 1人	/	
	高齢者等活躍推進加算	/	/	非常勤1人※18	/	非常勤1人※18	

この表の「法律・条令等」の範囲の職員の配置がない場合は法令違反となります。また「公定価格基本分※必置部分※」の範囲の職員の配置がない場合は、公定価格加算分その他補助金の交付を受けることはできません。

- ※1 幼保連携型認定こども園の園長が専任でない場合には、原則として、設備運営基準上、保育教諭の配置基準で算出した職員数に常勤1人が増加されることとなります。
- ※2 幼保連携型認定こども園においては、常時、保育教諭が2人を下回ってはならないこととされています。
また、1号認定こども及び2号認定こどもに係る年齢ごとの配置基準で算出した職員配置数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する職員数が設備運営基準の最低職員数となります。
- ※3 保育教諭の資格を有する者には、次の4区分の職務があります。

(1)	主幹保育教諭	園長(副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長又は教頭)を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
(2)	指導保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
(3)	保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどる。
(4)	講師	保育教諭に準ずる職務に従事する。

- ※4 学級を担当する者については幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいとされています。
- ※5 満3歳以上のこどもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいとされていますが、併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければなりません。
- ※6 学校医・学校薬剤師についての設置根拠は、設備運営基準ではなく、学校保健安全法第23条に基づくものとなります。
- ※7 調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができます。
また、公定価格に含まれる人件費は、次のとおりとなっています。
 - (1) 利用定員20人以下の施設 常勤1人
 - (2) 利用定員40人以下の施設 常勤1人・非常勤2人
 - (3) 利用定員41人以上150人以下の施設 常勤2人
 - (4) 利用定員151人以上の施設 常勤2人・非常勤1人(合計3人)
- ※8 1号認定こども、2・3号認定こどもともに、利用があり、2名配置する必要がある場合は、そのうち1名は非常勤職員の配置でも可。配置のない場合は、「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」として、公定価格が調整(減額)されることとなります。(1号の定員設定はあるものの1号認定こどもが在籍していない場合、1号の主幹教諭代替職員の配置は不要です。)
- ※9 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、職員の配置は不要です。
- ※10 主幹教諭等専任加算は、次の事業等のうち、2つ以上実施していることが加算の要件となります。
なお、主幹教諭等専任加算の適用を受ける場合は、主幹教諭等は学級担任やクラス担任等を兼務することができません。
 - (1) 幼稚園型一時預かり事業
 - (2) 一般型一時預かり事業(非在園児を預かる同等の事業)
 - (3) 満3歳児に対する教育・保育の提供
 - (4) 障害児の入所
 - (5) 継続的な小学校との連携・接続に係る取組
 - (6) 幼児教育センター等と連携した園内研修の実施
 - (7) 緊急時の対応に関するマニュアルの整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施
 - (8) 乳児等通園支援事業
- ※11 公定価格基本分及び他の加算等の認定にあたって求められる「必要教員(保育教諭)数」を超えて、教員(保育教諭)を配置する場合、以下の利用定員区分ごとの上限人数の範囲内で「必要教員(保育教諭)数」を超えて配置する教員(保育教諭)数が加算の対象となります。

利用定員	上限人数
45人以下	1人
46人以上150人以下	2人
151人以上240人以下	3人
241人以上270人以下	3.5人
271人以上300人以下	5人
301人以上450人以下	6人
451人以上	8人

- ※12 栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。雇用形態は問われないため、嘱託でも可能であり、調理員として雇用する場合も可能です。(職員の配置等の形態の別により、「配置」「兼務」「嘱託」の3種の配置形態があります。)
- ※13 療育支援補助者は、資格の有無は問われません。ただし、障害児を受け入れていることなどが加算の要件となります。
また、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の減額調整が適用されている施設については、適用対象外となります
- ※14 必ずしも専任運転手の配置を要件とはしていないため、運行委託等でも可能です。
- ※15 各年齢別配置基準により求められる必要保育教諭数の中で、主幹保育教諭等を配置する必要があります。1号(教育)、2・3号(保育)のいずれかのみ利用定員の設定の場合は、常勤1人の配置で可。分園を設置する場合は、本園とは別に、主幹保育教諭等の配置が必要です。次のいずれかに該当する場合は、「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」として、公定価格が調整(減額)されることとなります。
 - (1) 主幹保育教諭等の配置のない場合
 - (2) 1号(教育)、2・3号(保育)の各利用定員区分ごとに、次の事業等のうち、2つ以上実施していない場合
 - 1号(教育)
 - ・幼稚園型一時預かり事業
 - ・一般型一時預かり事業
 - ・満3歳児に対する教育・保育の提供

- ・障害児に対する教育・保育の提供
- ・緊急時の対応に関するマニュアルの整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施
- 2・3号(保育)
- ・延長保育事業
- ・乳児が3人以上利用
- ・緊急時の対応に関するマニュアルの整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施
- ・継続的な小学校との連携・接続
- ・乳児等通園支援事業
- ・一般型一時預かり事業
- ・障害児が1人以上利用
- ・病児保育事業
- ・乳児等通園支援事業

(3) 主幹保育教諭等が学級担任やクラス担任等を兼務している場合

※16 各年齢別配置基準により求められる必要保育教諭数の中で、主幹教諭等を配置する必要があります。

※17 「チーム保育加配加算」を取得していない場合のみ取得可

※18 年間総雇用時間が400時間以上見込まれる、かつ時間配置基準以外に雇用もしくは派遣の非常勤職員(1日6時間未満又は月20日未満)の高齢者等(満60歳以上の者、身体障害者、知的障害者等)が対象になります。充当する職員は、基本通年雇用が望ましいが、短時間でも雇用予定が明確で、こどもの処遇改善が期待される場合は加算対象になります。なお、「特定就職困難者雇用開発助成金」等で補助対象となる職員は対象外となります。また、以下の事業等のうち、いずれかを実施していることが加算の要件となります。

- (1) 延長保育事業
- (2) 一般型一時預かり事業
- (3) 病児保育事業
- (4) 乳児3人以上の入所
- (5) 障害児の入所

(6) **乳児等通園支援事業**

※19 以下のi～iiiの要件を全て満たすことが加算の要件となります。

i 処遇改善等加算(⑦、⑳)の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。

ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。

- ① 園児の登園及び降園に管理に関する機能
- ② 保育に係る計画・記録に関する機能(注)
(注) 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること
- ③ 保護者との連絡に関する機能(注)
(注) ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く
- ④ キャッシュレス決済に関する機能

iii 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知)第4加算額の算定、2区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。

<関係法令>

(1) 幼保連携型認定こども園

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」といいます。)

イ 認定こども園法施行規則

ウ 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例)

(2) 幼稚園型認定こども園

ア 認定こども園法関係

(ア) 認定こども園法

(イ) 認定こども園法施行規則

(ウ) 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

イ 学校教育法関係

		職 種	保育所	
			2・3号	
法律・条令等	公定価格基本分	園 長	1人 ※1	
		保育に従事する者 ※2 (配置基準)	乳児	保育士 3:1
			1・2歳児	保育士 6:1
			3歳児	保育士 15:1
			4・5歳児	保育士 25:1
			主任保育士	保育士 常勤1人 ※8 (分園も同様)
	その他	嘱託医 (医師・歯科医師)	要	
		調理員	要 ※3	
	* 必置部分 *	保育に従事する者	2・3号の利用定員90人以下の施設	保育士 常勤1人
			保育標準時間認定を受ける施設	保育士 常勤1人
			非常勤保育士	保育士 非常勤1人
		その他	非常勤事務職員	非常勤1人 ※4
	公定価格加算分	保育に従事する者	主任保育士を主任業務に専念させるための代替保育士 【主任保育士専任加算】※5	保育士 常勤1人
			1歳児の配置改善のための職員 【1歳児配置改善加算】※11	保育士 5:1
3歳児の配置改善のための職員 【3歳児配置改善加算】			保育士 15:1	
4・5歳児の配置改善のための職員 【4・5歳児配置改善加算】※9			保育士 15:1	
チーム保育の実施に必要な加配 【チーム保育推進加算】			保育士 常勤1人	
事務職員【事務職員雇上費加算】			1人 ※4※5	
その他		栄養士【栄養管理加算】※6	活用の場合	
		療育支援補助者 ※7 【療育支援加算】	非常勤1人	
		高齢者等活躍推進加算	非常勤1人※10	

この表の「法律・条令等」の範囲の職員の配置がない場合は法令違反となります。また「公定価格基本分*必置部分*」の範囲の職員の配置がない場合は、公定価格加算分その他補助金の交付を受けることはできません。

- ※1 園長が専任でない場合には、減算調整が適用されます。
- ※2 常時、保育士が2人を下回ってはならないこととされています。
- ※3 調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができます。
また、公定価格に含まれる人件費は、次のとおりとなっています。
- (1) 利用定員20人以下の施設 常勤1人
- (2) 利用定員40人以下の施設 常勤1人・非常勤2人
- (3) 利用定員41人以上150人以下の施設 常勤2人
- (4) 利用定員151人以上の施設 常勤2人・非常勤1人(合計3人)
- ※4 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、職員の配置は不要です。
- ※5 主任保育士専任加算は、次の事業等のうち、2つ以上、事務職員雇上費加算は、次の事業等のうち、1つ以上実施していることが加算の要件となります。なお、主任保育士専任加算の適用を受ける場合は、主任保育士は学級担任やクラス担任等を兼務することができません。
- (1) 延長保育事業
- (2) 一般型一時預かり事業
- (3) 病児保育事業
- (4) 乳児3人以上の入所
- ※次の①～③の要件全てに該当している場合は、前年度要件を満たした月については(4)の要件を充足したものとして取扱います。
- ①乳児の定員が3人以上 ②乳児保育を実施する職員体制を維持 ③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回

以上開催

(5) 障害児の入所

(6) 緊急時の対応に関するマニュアルの整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施

(7) 乳児等通園支援事業

※6 栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。雇用形態は問われないため、嘱託でも可能であり、調理員として雇用する場合も可能です。(職員の配置等の形態の別により、「配置」「兼務」「嘱託」の3種の配置形態があります。)

※7 療育支援補助者は、資格の有無は問われません。ただし、障害児を受け入れていることなどが加算の要件となります。

※8 各年齢別配置基準により求められる必要保育教諭数の中で、主任保育士を配置する必要があります。分園を設置する場合は、本園とは別に、主任保育士の配置が必要です。

※9 「チーム保育推進加算」を取得していない場合のみ取得可能 取得していない場合のみ取得可能

※10 年間総雇用時間が400時間以上見込まれる、かつ時間配置基準以外に雇用もしくは派遣の非常勤職員(1日6時間未満又は月20日未満)の高齢者等(満60歳以上の者、身体障害者、知的障害者等)が対象となります。充当する職員は、基本通年雇用が望ましいが、短時間でも雇用予定が明確で、こどもの処遇改善が期待される場合は加算対象となります。なお、「特定就職困難者雇用開発助成金」等で補助対象となる職員は対象外となります。また、以下の事業等のうち、いずれかを実施していることが加算の要件となります。

(1) 延長保育事業

(2) 一般型一時預かり事業

(3) 病児保育事業

(4) 乳児3人以上の入所

(5) 障害児の入所

(6) 乳児等通園支援事業

※11 以下のi～iiiの要件を全て満たすことが加算の要件となります。

i 処遇改善等加算(⑦、⑳)の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。

ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。

① 園児の登園及び降園に管理に関する機能

② 保育に係る計画・記録に関する機能(注)

(注) 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること

③ 保護者との連絡に関する機能(注)

(注) ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く

④ キャッシュレス決済に関する機能

iii 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知)第4加算額の算定、2区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。

<関係法令>

ア 児童福祉法

イ 児童福祉法施行規則

ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準